

## 6 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をしてどのくらいの支援や介護が必要か、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要がある。

### (1) 要支援・要介護認定申請

要支援・要介護認定の申請は、本人または家族等が、直接高齢者相談センター（地域包括支援センター）・同支所あるいは介護保険課に行くか、居宅介護支援事業者等を通して行う。申請を受けると、区の職員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、被保険者を訪問して心身の状況などの調査をする。申請のうち、新規申請および区分変更申請については、原則として区が直接調査している。同時に区は、被保険者の主治医に心身の状態について意見書の作成を依頼する。

要支援・要介護認定申請の受理件数 (単位：件)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
新規	5,285	5,525	5,783	6,375	6,924
更新	11,789	17,190	14,188	18,624	16,365
区分変更	2,204	2,167	2,089	2,632	2,855
受給証明付	287	295	300	297	321
合計	19,565	25,177	22,360	27,928	26,465

※1 区分変更 … 認定有効期間内に心身の状態が悪化・重度化する等により、現在の要支援・要介護度区分に該当しなくなった場合にする変更申請

※2 受給証明付…前住所地で要支援・要介護認定を受けている被保険者が、転入時に受給資格証明書を添えてする申請

認定調査機関別件数 (単位：件)

区分 \ 年度	20	21	22	23
区	7,488	7,137	8,245	8,255
他市区町村（嘱託）	62	53	64	111
居宅介護支援事業者等（委託）	15,806	14,357	18,719	17,236
施設（委託）	935	6	2	0
合計	24,291	21,553	27,030	25,602

※ 「区」には、介護保険課のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の実施分を含む。

## (2) 要介護認定審査

要支援・要介護度は、調査員の訪問調査結果による一次判定（コンピュータ判定）を、調査員が記載した特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で修正および確定を行い、介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査（二次判定）を経て認定する。

### 介護認定審査会開催数・審査判定数

年 度	19	20	21	22	23
審査会開催数（回）	663	730	673	736	720
審査判定数（件）	19,140	23,426	21,407	25,874	25,567

### 要支援・要介護認定者数

各年3月31日現在（単位：人）

年		20	21	22	23	24
要支援 1	第1号被保険者	957	1,100	1,366	1,624	1,841
	第2号被保険者	4	8	9	23	21
	合 計	961	1,108	1,375	1,647	1,862
	構成比	4.6%	5.1%	6.0%	6.8%	7.2%
要支援 2	第1号被保険者	2,430	2,500	2,415	2,523	2,756
	第2号被保険者	54	44	39	38	39
	合 計	2,484	2,544	2,454	2,561	2,795
	構成比	11.9%	11.7%	10.8%	10.6%	10.9%
要介護 1	第1号被保険者	3,324	3,505	3,685	4,004	4,303
	第2号被保険者	67	77	85	70	83
	合 計	3,391	3,582	3,770	4,074	4,386
	構成比	16.3%	16.5%	16.6%	16.9%	17.1%
要介護 2	第1号被保険者	4,838	4,809	5,215	5,569	6,105
	第2号被保険者	178	161	177	182	184
	合 計	5,016	4,970	5,392	5,751	6,289
	構成比	24.1%	22.9%	23.7%	23.9%	24.5%
要介護 3	第1号被保険者	3,364	3,564	3,593	3,548	3,741
	第2号被保険者	139	134	130	127	129
	合 計	3,503	3,698	3,723	3,675	3,870
	構成比	16.8%	17.1%	16.4%	15.3%	15.1%
要介護 4	第1号被保険者	2,882	3,096	3,169	3,197	3,233
	第2号被保険者	115	105	103	96	79
	合 計	2,997	3,201	3,272	3,293	3,312
	構成比	14.4%	14.8%	14.4%	13.7%	12.9%
要介護 5	第1号被保険者	2,357	2,487	2,647	2,931	3,076
	第2号被保険者	87	91	108	119	120
	合 計	2,444	2,578	2,755	3,050	3,196
	構成比	11.8%	11.9%	12.1%	12.7%	12.4%
合 計	第1号被保険者	20,152	21,061	22,090	23,396	25,055
	第2号被保険者	644	620	651	655	655
	合 計	20,796	21,681	22,741	24,051	25,710
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

### (3) 調査員研修

認定調査員の知識の習得と調査能力の向上を図るために実施している。

#### ①新任研修

新規に認定調査に従事する者が対象で、受講が義務付けられている。

#### ②現任研修

区内の居宅介護支援事業者等の調査員を対象に、調査能力の向上を目的として実施している。

年 度	19	20	21	22	23
回数 (回)	11	10	10	8	8
延べ参加者数 (人)	334	584	761	212	198

## 7 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービス・介護予防サービス、介護保険施設に入所・入院して利用する施設サービスおよび住み慣れた地域で利用する地域密着型サービスがある。

平成 18 年 4 月の制度改正により、予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントの見直しが行われ、心身の状態が維持・改善される可能性が高い要支援 1・2 の人を対象に、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とする内容が組み込まれた介護予防サービスが創設された。

### (1) 保険給付の状況

#### ①ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。介護予防サービスのケアプラン（介護予防サービス計画）は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）・同支所の保健師等や高齢者相談センター（地域包括支援センター）から委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーに作成を依頼する。

居宅サービスのケアプラン（居宅サービス計画）は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接事業者と契約してケアプラン作成を依頼する。

また、ケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ高齢者相談センター（地域包括支援センター）にケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。

#### ケアプラン自己作成状況

(単位：延べ件数)

年 度	19	20	21	22	23
自己作成計画給付管理件数	37	52	49	98	158